

## ○臨時勤務及び臨時乗組について（通達）

昭和 43 年 3 月 23 日  
海幕人第 1475 号

改正 昭和 43 年 7 月 24 日 海幕人第 3994 号  
昭和 48 年 2 月 15 日 海幕人第 676 号  
昭和 49 年 12 月 11 日 海幕人第 5909 号  
昭和 51 年 8 月 27 日 海幕人第 3534 号  
昭和 56 年 3 月 27 日 海幕人第 1514 号〔出勤簿の取扱等の一部変更について（通達）2 項による改正〕  
昭和 57 年 6 月 1 日 海幕人第 2186 号〔出勤簿の取扱等の一部変更について（通達）2 項による改正〕  
昭和 60 年 4 月 8 日 海幕人第 1596 号  
昭和 63 年 7 月 20 日 海幕人第 3694 号  
平成元年 6 月 2 日 海幕人第 2741 号  
平成元年 6 月 17 日 海幕総務第 3040 号〔改元に伴う関係通達の一部変更について（通達）14 項による改正〕  
平成 14 年 3 月 20 日 海幕補第 1571 号〔海上自衛隊訓令等の一部改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）2 項による改正〕  
平成 19 年 1 月 9 日 海幕補第 127 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）1 項による改正〕  
平成 20 年 2 月 4 日 海幕補第 878 号  
平成 20 年 3 月 26 日 海幕補第 2285 号  
平成 27 年 11 月 2 日 海幕補第 2249 号  
令和元年 5 月 16 日 海幕補第 59 号  
令和 2 年 9 月 30 日 海幕補第 1555 号  
令和 4 年 3 月 10 日 海幕補第 408 号  
令和 6 年 2 月 8 日 海幕補第 209 号

海上幕僚長から 各部隊の長 } あて  
各機関の長 }

臨時勤務及び臨時乗組について

標記について、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 59 号）第 12 条第 4 項の規定にもとづき、下記のとおり定め、昭和 43 年 4 月 1 日から適用するので通達する。

なお、海幕総人第 2 号の 120(36. 4. 19)は昭和 43 年 3 月 31 日限り廃止する。ただ

し、昭和 43 年 4 月 1 日において従前の手続きにより臨時勤務及び臨時乗組等を命ぜられている者については、改めて発令を要しないものとする。

記

- 1 臨時勤務又は臨時乗組（以下「臨時勤務等」という。）を命ずることのできる者（以下「命令権者」という。）、その命ずることのできる範囲及び臨時勤務等の指示又は要請あるいは承認をすることのできる範囲を次のとおりとする。

命令権者	命ずることのできる範囲	指示、要請、承認することのできる範囲
海上幕僚長	1 海上自衛隊に勤務する幹部自衛官（防衛大臣補職にかかる者を除く。）及び幹部候補生たる自衛官 2 海上幕僚監部に勤務する自衛官（防衛大臣補職にかかる者を除く。）	海上自衛隊に勤務する自衛官（防衛大臣補職にかかる者を除く。）
地方総監	当該地方総監の補職にかかる自衛官	同 左
配置指定権者（海上幕僚監部の部長及び課（室）長を除く。）	自己の指揮監督下にある自衛官（防衛大臣補職にかかるもの及び補職を命ぜられたものを除く。）	

- 2 配置指定権者が、臨時勤務等を命ずる場合は、次の各号の一に該当する場合を除き、補職権者の承認を得なければならない。

- (1) 海上幕僚長の指示若しくは補職権者の指示又は要請による時。
- (2) 配置指定を行うことのできる配置先への臨時勤務等で、赴任旅費を必要とせず、かつ、新たに乗組み手当の支給を要しない時。

- 3 地方総監がその補職にかかる自衛官に臨時勤務等を命じ、あるいは配置指定権者に対して臨時勤務等の指示又は要請を行ない、若しくは承認を与える場合は、補職の場合に準ずる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、海上幕僚長の承認を得なければならない。

- (1) 遠洋航海の場合を除き、臨時勤務等の期間が 3 ヶ月をこえる場合。（引き続いて臨時勤務等の期間を延長する場合で、その期間が通算して 3 ヶ月をこえる場合を含む。）
- (2) 防衛出動、治安出動、海上における警備行動、災害派遣、爆発物処分作業等及び演習又は特殊な訓練、作業に際し臨時増員の必要があるときを除き、臨時

勤務先等において定員を超過する場合。

(3) 臨時勤務をさせることのため新たな経費の配分を要する場合

- 4 臨時勤務を命ぜられた者（自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 52 条第 1 項の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、部隊等において宿泊、給養を受けるものとする。ただし、臨時勤務を命ぜられる者の居住場所が、臨時勤務先における通勤可能区域（自衛官の居住場所に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 19 号）第 6 条の規定に基づき所属長が定める区域をいう。）内にある場合はこの限りではない。
- 5 命令権者が、宿泊、給養施設のない部隊等へ臨時勤務を命ずるとき（前項ただし書きの場合を除く。）は、臨時勤務先においてこれにかわる手段を講じてあることを確認して臨時勤務を命じなければならない。
- 6 別表左欄に掲げる命令権者が、中欄に掲げる作業等の命令を発した場合は、1 項、2 項、3 項及び 7 項の規定にかかわらず、当該作業等の命令を受けた者は、それぞれ当該右欄に掲げるところにより臨時勤務等を命ぜられたものとみなす。ただし、この場合、命令権者は、当該年度の実施について、必要な経費の枠を含めてあらかじめ海上幕僚長の承認を得ていなければならない。
- 7 臨時勤務等を命ずる場合は、個別命令をもつて行なうものとし、その書式は次の例による。
  - (1) 命ずる場合
 

「何々のため令和 年 月 日から令和 年（同年） 月 日までの間（部隊等名）に臨時勤務（臨時乗組）せよ。

階級 氏 名」
  - (2) 期間を変更する場合
 

「臨時勤務（臨時乗組）の期間は令和 年 月 日までとする。

階級 氏 名」

注：命ぜられた期間は、原則として臨時勤務等先における赴任の日から離任の日までをいうものとする。（発令は、赴任を要する日数を考慮した日付をもつて行なうのを例とする）

## 別表

命令権者	作業等の命令		臨時勤務等を命ぜられたとみなされる内容	
	命令を受ける者	命令の内容	期間	臨時勤務先
護衛艦隊司令官又は護衛艦隊司令部幕僚長	護衛艦隊司令部に補職された自衛官	艦艇等における自衛隊法第6章に規定する行動又はそれに係る訓練、査閲等を命じた場合	当該艦艇等において自衛隊法第6章に規定する行動又はそれに係る訓練、査閲等を命ぜられた期間	現に自衛隊法第6章に規定する行動又はそれに係る訓練、査閲等のために乗船する艦艇又は当該艦艇の属する護衛艦隊等
海洋業務・対潜支援群司令	海洋業務・対潜支援群技術指導班に補職又は配置された自衛官	艦艇等における自衛隊法第6章に規定する行動又はそれに係る訓練、査閲、検閲、海上訓練指導等を命じた場合	当該艦艇等において自衛隊法第6章に規定する行動又はそれに係る訓練、査閲、検閲、海上訓練指導等を命ぜられた期間	現に自衛隊法第6章に規定する行動又はそれに係る訓練、査閲、検閲、海上訓練指導等のために乗船する艦艇又は当該艦艇の属する隊
潜水医学実験隊司令	教育訓練部に補職又は配置された自衛官	海上自衛隊潜水医学実験隊の編成に関する訓令（昭和52年海上自衛隊訓令第23号）第1条に定める「訓練指導」を命じた場合	当該訓練指導を命ぜられた期間	現に訓練指導のために乗船する艦艇
艦隊情報群司令	艦隊情報群司令部情報統括室に補職又は配置された自衛官	情報等の収集、処理を命じた場合。（国外派遣部隊を除く。）	当該護衛艦等への乗組を命ぜられた期間	現に情報業務実施のために乗船する艦艇又は当該艦艇を指揮する護衛隊等
	艦隊情報群司令部情報戦開発室IWチームに補職又は配置された自衛官	自衛隊法第6章に規定する行動若しくはそれに係る訓練、査閲等を命じ、又は情報戦に係る戦術の研究開発、支援等を命じた場合	当該艦艇等において自衛隊法第6章に規定する行動若しくはそれに係る訓練、査閲等を命じ、又は情報戦に係る先日の研究開発、支援等を命ぜられた期間	現に自衛隊法第6章に規定する行動若しくはそれに係る訓練、査閲等を命じ、又は情報戦に係る戦術の研究開発、支援等のために乗船する艦艇又は当該艦艇の属する護衛隊群等

作戦情報 隊司令	作戦情報第1 科、作戦情報第 2科及び作戦情 報第3科に補職 又は配置された 自衛官	作戦情報隊の編制 に関する訓令（令 和2年海上自衛隊 訓令第27号）第1 条に定める「情報 資料の収集、処 理」を命じた場合 （国外派遣部隊を 除く。）	当該護衛艦等 への乗組を命 ぜられた期間	現に情報業務実施 のために乗船する 艦艇又は当該艦艇 を指揮する護衛隊 等
電磁情報 隊司令	電磁情報第1 科、電磁情報第 2科及び研究指 導科に補職又は 配置された自衛 官	電磁情報隊の編成 に関する訓令（令 和2年海上自衛隊 訓令第28号）第1 条に定める「電磁 波の利用に係る情 報資料の処理、電 磁波利用に関する 戦術に係る運用支 援、調査研究」を 命じた場合（国外 派遣部隊を除く。）		
海上訓練 指導隊司 令	指導部に補職又 は配置された自 衛官	海上訓練指導隊の 編成に関する訓令 （平成14年海上自 衛隊訓令第9号） 第1条に定める 「海上訓練指導」 を命じた場合	当該海上訓練 指導を命ぜら れた期間のうち航海訓練期 間	現に海上訓練指導 のために乗船する 艦艇
水上戦術 開発指導 隊司令	指導部に補職又 は配置された自 衛官	水上戦術開発指導 隊の編成に関する 訓令（令和2年海 上自衛隊訓令第25 号）第1条に定め る「海上訓練指 導」を命じた場合	当該海上訓練 指導を命ぜら れた期間	現に海上訓練指導 のために乗船する 艦艇
潜水艦教 育訓練隊 司令	訓練科に補職又 は配置された自 衛官	潜水艦教育訓練隊 の編成に関する訓 令（昭和44年海上 自衛隊訓令第17 号）第1条に定め る「海上訓練指 導」を命じた場合	当該海上訓練 指導を命ぜら れた期間	現に海上訓練指導 のために乗船する 艦艇

水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊司令	教育訓練部に補職又は配置された自衛官	水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の編成に関する訓令（令和2年海上自衛隊訓令第26号）第1条に定める「海上訓練指導」を命じた場合	当該海上訓練指導を命ぜられた期間	現に海上訓練指導のため乗船する艦艇
	呉水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊分遣隊に補職又は配置された自衛官	水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊の編成に関する訓令（令和2年海上自衛隊訓令第26号）第1条に定める「海上訓練指導」及び「エアクッション艇の乗員に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練」を命じた場合	当該海上訓練指導及びエアクッション艇の乗員に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を命ぜられた期間	現に海上訓練指導、エアクッション艇に係る教育訓練のために乗船する艦艇又は当該艇の属する輸送隊
第21航空隊司令、第22航空隊司令、第23航空隊司令、第24航空隊司令、第25航空隊司令	第211飛行隊、第212飛行隊、第221飛行隊、第222飛行隊、第223飛行隊、第231飛行隊、第241飛行隊、又は第251飛行隊に補職又は配置された自衛官	護衛艦等への搭載を命じた場合	当該護衛艦等への搭載を命ぜられた期間	現に搭載により乗艦する護衛艦等
第21整備補給隊司令、第22整備補給隊司令、第23航空隊司令、第24航空隊司令、第25航空隊司令、	第21整備補給隊、第22整備補給隊、第231整備補給隊、第241整備補給隊、第251整備補給隊に配置された自衛官	護衛艦等に搭載された航空機の整備を命じた場合	当該航空機整備のため護衛艦等への乗組みを命ぜられた期間	整備が命ぜられた航空機を搭載する護衛艦等

第 23 航空隊司令、第 24 航空隊司令、第 25 航空隊司令、館山航空基地隊司令、大村航空基地隊司令	館山航空基地隊航空警備隊、大村航空基地隊航空警備隊、舞鶴航空基地隊、小松島航空基地隊、大湊航空基地隊に配置された自衛官	護衛艦等に搭載された航空機の運用における勘定救難を命じた場合	当該航空機への艦上救難業務のため護衛艦への乗組を命ぜられた期間	艦上救難業務を命ぜられた航空機を搭載する護衛艦等
第 23 航空隊司令、第 24 航空隊司令、第 25 航空隊司令、館山航空基地隊司令、大村航空基地隊司令	館山航空基地隊運航隊、大村航空基地隊運航隊、舞鶴航空基地隊、小松島航空基地隊、大湊航空基地隊に配置された自衛官	護衛艦等に搭載された航空機の運用における飛行支援管制を命じた場合	当該航空機への飛行支援管制業務のため護衛艦等への乗組を命ぜられた期間	飛行支援管制業務を命ぜられた航空機を搭載する護衛艦等
護衛隊群司令又は護衛隊司令	第 21 航空隊司令、第 22 航空隊司令、第 23 航空隊司令、第 24 航空隊司令、第 25 航空隊司令、第 21 整備補給隊司令、第 22 整備補給隊司令、館山航空基地隊司令又は大村航空基地隊司令から指揮下の護衛艦等への搭載を命ぜられた自衛官	指揮下への護衛艦等への搭載替えを命じた場合	搭載替えに伴い、当該護衛艦等への搭載を命ぜられた期間	現に搭載替えにより乗艦する護衛艦等
警備隊司令又は基地隊司令	水中処分隊に補職又は配置された自衛官	艦艇を母船とする水中処分作業又は訓練を命じた場合	当該作業又は訓練を命ぜられた期間	母船となる艦艇

注：1 艦艇には、海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する達（昭和 38 年海上自衛隊達第 109 号）別表に掲げる支援船を含むものとする。

2 臨時乗組を命ぜられたとみなされるものが、臨時乗組先の艦艇（船）長よりも自衛官の順位において上位である場合の職務上の指揮監督は、当該艦艇（船）長の指揮系統上において、当該者よりも自衛官の順位が直近上位にある者が行うものとする。